

# 実験動物取扱いの実態に関する調査 Q&A

(令和5年10月25日時点)

## 1. 調査目的について

- 1-1 Q. 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省でそれぞれ実施している定例調査とはどのように違うのですか？ どうして国として共有できないのでしょうか？
- 1-2 Q. 動物愛護管理法を改定される予定でしょうか？
- 1-3 Q. 動物飼養規模が非常に小さいのですが、網羅的な調査とのことですのでやはり調査への回答は必要でしょうか？

## 2. 調査対象について

- 2-1 Q. 動物実験を最近開始した機関も本調査の対象になりますか？
- 2-2 Q. 畜産動物はどこから実験動物の範囲に入るのでしょうか？
- 2-3 Q. 畜産試験場などは肉質改良試験の一環として牛や豚を出荷し、と殺していますが、これは実験の「事後処理」とは異なるため、回答不要としてよろしいですか？
- 2-4 Q. 製造、品質管理試験に使用する発育鶏卵は鳥類の使用匹数としてカウントする必要がありますか？
- 2-5 Q. トリミング専門学校等の実習動物も本調査の対象外でよいですか？
- 2-6 Q. 動物実験の範囲として、毛刈りや体重測定は含まれますか？
- 2-7 Q. 動物実験実施機関として魚類や両生類まで動物実験の対象としている場合は回答すべきなのでしょうか？
- 2-8 Q. 令和4年度より前に入手した実験動物を現在も維持している場合は、飼養等に含まれますか？
- 2-9 Q. 動物実験に該当するが実験動物ではない場合（動物園や水族館動物からのサンプリング等）は調査対象外という理解でよろしいでしょうか？
- 2-10 Q. 野生動物を捕獲し、測定実施後放獣する場合、使用数に含めますか？使用数は「飼養を伴う」動物数と解釈して良いですか？
- 2-11 Q. レンタルラボでの実施は外部委託での実施に含まれますか？
- 2-12 Q. インキュベーション施設など、ひとつの施設内に複数の民間企業などが入居して動物実験する場合は、本調査の回答は企業毎になりますか？それとも施設管理側が回答する形になりますか？
- 2-13 Q. 動物をシェアするのではなく、飼育室の部屋を貸出し、そのなかで各企業が実験する業態を想定しています。その場合は、どのように回答するのでしょうか？
- 2-14 Q. 動物実験を実施するユニット毎に回答するのではないということですが、「ユニット」は何をさしているのでしょうか？
- 2-15 Q. 過去の実績を考慮して回答してもいいのでしょうか？それとも、令和4年度の実績について回答するべきでしょうか？

# 実験動物取扱いの実態に関する調査 Q&A

(令和5年10月25日時点)

## 3. 調査手法について

- 3-1 Q. web 調査はどのくらいの頻度で行われる予定でしょうか？また、今後、実地調査を予定されているのでしょうか？

## 4. 結果の公表について

- 4-1 Q. 調査結果の公表はどのような形で行われますか？
- 4-2 Q. 調査結果の公表において、個別施設名等の情報は開示されませんか？
- 4-3 Q. 業界毎にまとめて動物種毎の殺処分数等が公表され、業界毎の本調査回答数と照合すると、実施機関数と処分数合計もわかるようなデータの取り扱いがされるのでしょうか？
- 4-4 Q. 調査結果は調査参加施設にも知らされますか？

## 5. 回答の情報取扱について

- 5-1 Q. 各機関の回答結果はどのように扱われますか？守秘義務のため公表されないという認識でいらっしゃいますか？
- 5-2 Q. 回答者や回答内容について、関係省庁や関連団体へ共有されるのでしょうか。またそれらの共有から不開示の内容が漏れるリスクはありませんでしょうか？
- 5-3 Q. 本回答は情報公開請求の際に、開示対象となる資料として取り扱われるのでしょうか？機関毎に、開示の取り扱いが検討できますでしょうか？

## 6. 個別の設問について

- 6-1 Q. 【Q2 に関して】担当者名を記入するようになっていますが、担当部署名で回答してもいいでしょうか？
- 6-2 Q. 【Q3 に関して】所属機関について、学術研究機関ではない教育機関（専門学校等）はどれを選択すべきでしょうか？
- 6-3 Q. 【Q3 に関して】日用品と並べて「化粧品」を入れている意図は何でしょうか？
- 6-4 Q. 【Q5-2 に関して】大学において実験の目的は様々ですが、10 のみ回答すれば足りるという理解でよろしいでしょうか？
- 6-5 Q. 【Q6, Q7 に関して】外注で動物実験を実施している場合はそちらも含めて回答する必要がありますでしょうか？
- 6-6 Q. 【Q6, Q7 に関して】外部委託には、公的研究費の再委託先での共同実験も含まれますか？
- 6-7 Q. 【Q7 に関して】動物数の数値を回答する目的を教えてください。
- 6-8 Q. 【Q7 に関して】年度ではなく、年数で使用数を管理している場合に、2022 年の実態で回答することは可能でしょうか？

# 実験動物取扱いの実態に関する調査 Q&A

(令和5年10月25日時点)

- 6-9 Q. 【Q8 に関して】 機関内規程（一部に不十分な点があり改正を予定している）、手順書、マニュアルが全てあり、それぞれを補うかたちで運用している場合、どちらを選択すればよろしいでしょうか？
- 6-10 Q. 【Q9 に関して】 1～5に加えて他の指針等（国際基準等）も根拠としている場合、他の指針等についても回答が必要ですか？
- 6-11 Q. 【Q11 に関して】 選択肢「獣医師」は日本国の獣医師免許のみを指すのか、日本国外の獣医師免許も含めてよろしいでしょうか？
- 6-12 Q. 【Q12 に関して】 選択肢 6. 運動活動や社会的接触の実施とはどんな意味ですか？例を示してください。
- 6-13 Q. 【Q12 に関して】 選択肢 7. ペア・グループハウジングや相性の悪い個体および種類毎の分離とはどんな意味ですか？例を示してください。
- 6-14 Q. 【Q12 に関して】 選択肢 8. 嗜好性の高い主食・副食の給餌とはどんな意味ですか？例を示してください。
- 6-15 Q. 【Q12 に関して】 選択肢 8. 嗜好性の高い主食・副食の給餌、について、副食は与えていないが嗜好性の高い主食を与えている場合、実施している、と回答してよろしいのでしょうか？
- 6-16 Q. 【Q12 に関して】 グループハウジングできないことを動物実験委員会（Institutional Animal Care and Use Committee : IACUC）で承認された例はノーカウントとして判断して良いのでしょうか？
- 6-17 Q. 【Q15 に関して】 なぜこのような分類で選択肢を設定したのでしょうか？
- 6-18 Q. 【Q16 に関して】 1 機関内に複数の施設があり別々に外部検証を受けている場合は、外部検証についてどのように返答すれば良いですか？
- 6-19 Q. 【Q17~22 に関して】 自由記述とはいえ 3 Rs の具体例を求めておられますが、これらのデータはどのように活用される予定でしょうか？
- 6-20 Q. 【Q17~22 に関して】 今後の法改正に際して、3 Rs (特に Reduction) はどのように改正されるのでしょうか？
- 6-21 Q. 【Q17 に関して】 「Replacement に関する具体的な工夫や成果」として、どのような事例がありますか。
- 6-22 Q. 【Q17 に関して】 動物実験計画書の審査において代替法を用いて動物以外の実験をする場合は、実施数の把握が困難です。動物実験計画書の審査に上がらないのではないのでしょうか？
- 6-23 Q. 【Q17 に関して】 「貴機関における実験計画書等」とは、動物実験計画を立案する際に委員会で協議するために使用する、“動物実験申請書類” も含まれるとの解釈でよろしいのでしょうか？
- 6-24 Q. 【Q19 に関して】 「Reduction に関する具体的な工夫や成果」として、どのような事例がありますか。
- 6-25 Q. 【Q23 に関して】 当該設問を設けた意図は何でしょうか。
- 6-26 Q. 【Q23 に関して】 殺処分方法毎の頭数を把握していない場合、動物種毎の殺処分頭数を把握していても回答できないことになるのでしょうか？
- 6-27 Q. 【Q23 に関して】 実験における意図した死（臓器の採取、病理解剖検査など）も殺処分に含めるのでしょうか？

# 実験動物取扱いの実態に関する調査 Q&A

(令和5年10月25日時点)

## 1. 調査目的について

1-1

**Q.** 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省でそれぞれ実施している定例調査とはどのように違うのですか？  
どうして国として共有できないのでしょうか？

**A.** 各省の定例調査は各省が所管する機関等の皆様を対象としたものであり、公表事項を除き、回答者情報等は所管省庁内限りの情報となっております。今回の統一的調査はその他の機関の皆様も含めた国内のあらゆる実験動物取扱施設を対象としたものです。また、各定例調査と今回の調査の設問は完全に同一ではなく、統合できません。恐れ入りますが、本調査についても別物として御協力をお願いいたします。

1-2

**Q.** 動物愛護管理法を改定される予定でしょうか？

**A.** 必ずしも動物愛護管理法が改正されると想定しているものではありません。令和元年に改正された動物愛護管理法の附則第8条及び第9条に基づき、施策の在り方について検討を加えるために本調査を行っております。その上で必要があると認めるときは所要の措置を講ずるとされております。

1-3

**Q.** 動物飼養規模が非常に小さいのですが、網羅的な調査とのことですのでやはり調査への回答は必要でしょうか？

**A.** 網羅的な把握を目的としているため御協力をお願いいたします。

## 2. 調査対象について

2-1

**Q.** 動物実験を最近開始した機関も本調査の対象になりますか？

**A.** 調査は動物実験の実態をできるだけ網羅的に把握することを目的としているため、実験等を最近開始した機関についても可能な範囲で回答にご協力ください。なお、一部の設問は以下の通りに回答をお願いします。

Q8：年間総飼養頭数については、回答不要です。または現時点の頭数をご回答ください。

Q24：殺処分頭数については、回答項目9. 回答できないを選択してください。もしくは、現時点の頭数でご回答ください。

2-2

**Q.** 畜産動物はどこから実験動物の範囲に入るのでしょうか？

**A.** 血液の採取や人工繁殖、外科的な措置、薬理学的実験等の侵襲性がある行為は実験動物の対象になります。畜産に関する飼養管理の教育や試験研究、育種改良等の侵襲性を伴わない行為は実験動物の対象外です（「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」参照）。

### 2-3

**Q.** 畜産試験場などは肉質改良試験の一環として牛や豚を出荷し、と殺していますが、これは実験の「事後処理」とは異なるため、回答不要としてよろしいですか？

**A.** 畜産試験、肉質改良試験等にて使用する牛や豚は、実験動物ではなく産業動物に該当し、本調査の対象外です。

### 2-4

**Q.** 製造、品質管理試験に使用する発育鶏卵は鳥類の使用匹数としてカウントする必要がありますか？

**A.** 発育鶏卵は対象外です。カウントの必要はありません。

### 2-5

**Q.** トリミング専門学校等の実習動物も本調査の対象外でよいですか？

**A.** 苦痛を伴う処置をほとんど行わない一般的なトリミングであり、終生飼養をする動物であれば、実験動物ではなく家庭動物に該当するため、本調査の対象外となります。

### 2-6

**Q.** 動物実験の範囲として、毛刈りや体重測定は含まれますか？

**A.** 行為そのものは動物実験に含まれませんが、動物実験の手技として実施する場合には、その行為も動物実験とみなされます。

### 2-7

**Q.** 動物実験実施機関として魚類や両生類まで動物実験の対象としている場合は回答すべきなのでしょうか？

**A.** 魚類や両生類については回答不要です。

### 2-8

**Q.** 令和4年度より前に入手した実験動物を現在も維持している場合は、飼養等に含まれますか？

**A.** 継続飼養の個体として、含まれます。

### 2-9

**Q.** 動物実験に該当するが実験動物ではない場合（動物園や水族館動物からのサンプリング等）は調査対象外という理解でよろしいでしょうか？

**A.** 対象外です。

## 2-10

**Q.** 野生動物を捕獲し、測定実施後放獣する場合、使用数に含めますか？使用数は「飼養を伴う」動物数と解釈して良いですか？

**A.** 捕獲から放獣までの状況によっては、動物が占有下に置かれたものとみなし、それに伴って実験動物に該当する可能性があります。この場合、使用数に含めます。

## 2-11

**Q.** レンタルラボでの実施は外部委託での実施に含まれますか？

**A.** レンタルラボが別機関として位置づけられるのであれば外部委託としてください。同一機関であれば自社回答としてとりまとの上、ご回答ください。

## 2-12

**Q.** インキュベーション施設など、ひとつの施設内に複数の民間企業などが入居して動物実験する場合は、本調査の回答は企業毎になりますか？それとも施設管理側が回答する形になりますか？

**A.** ひとつの施設内で企業毎に実験の対象動物を飼養しているということかと推察します。その場合、企業単位で（つまり企業毎に）本調査にご回答ください。

## 2-13

**Q.** 動物をシェアするのではなく、飼育室の部屋を貸出し、そのなかで各企業が実験する業態を想定しています。その場合は、どのように回答するのでしょうか？

**A.** インキュベーション施設の位置づけとして、あくまで賃貸業を営んでいるものであり、自ら動物実験は行っていないものと理解します。その場合、インキュベーション施設毎に回答いただくのではなく、施設を利用されている企業毎にご回答ください。

## 2-14

**Q.** 動物実験を実施するユニット毎に回答するのではないということですが、「ユニット」は何をさしているのでしょうか？

**A.** ここに示した「ユニット」とは、学部、支部や支店等を想定しています。例えば、学部や支店が違っていても、同一の機関内規程で管理されているところは、同じ実験動物取扱機関とします。

## 2-15

**Q.** 過去の実績を考慮して回答してもいいのでしょうか？それとも、令和4年度の実績について回答するべきでしょうか？

**A.** 令和4年度時点の実態としてご回答ください。

### 3. 調査手法について

#### 3-1

**Q.** web 調査はどのくらいの頻度で行われる予定でしょうか？また、今後、実地調査を予定されているのでしょうか？

**A.** 本調査は今回の 1 回のみです。本調査にかかわる実地調査は予定していません。

### 4. 結果の公表について

#### 4-1

**Q.** 調査結果の公表はどのような形で行われますか？

**A.** 実際の公表方法は、業界単位毎での回答率、回答結果を考慮し、有識者等による助言を踏まえて慎重に検討します。

#### 4-2

**Q.** 調査結果の公表において、個別施設名等の情報は開示されませんか？

**A.** 開示されません。行政文書開示請求に関しては「5. 回答の情報取扱について」をご参照ください。

#### 4-3

**Q.** 業界毎にまとめて動物種毎の殺処分数等が公表され、業界毎の本調査回答数と照合すると、実施機関数と処分数合計もわかるようなデータの取り扱いがされるのでしょうか？

**A.** 業界毎の結果公表によりご懸念のような事態が生じる可能性があることを踏まえ、実際の公表方法は、業界単位毎での回答率、回答結果を考慮し、有識者等による助言を踏まえて慎重に検討します。なお、Q23 を設けた意図については 6-25 をご参照ください。

#### 4-4

**Q.** 調査結果は調査参加施設にも知らされますか？

**A.** 個別の調査結果報告は予定しておりません。公表情報にて各自ご確認いただく想定です。

## 5. 回答の情報取扱について

### 5-1

**Q.** 各機関の回答結果はどのように扱われますか？守秘義務のため公表されないという認識であっていますか？

**A.** 個別機関毎の回答公表は予定していません。仮に情報開示請求等があった場合にも、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、不開示部分を適切に設けます。

### 5-2

**Q.** 回答者や回答内容について、関係省庁や関連団体へ共有されるのでしょうか。またそれらの共有から不開示の内容が漏れるリスクはありませんでしょうか？

**A.** 頂戴した回答はみだりに省庁間等で共有はいたしません。仮に情報開示請求等があった場合にも、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、不開示部分を適切に設けます。

### 5-3

**Q.** 本回答は情報公開請求の際に、開示対象となる資料として取り扱われるのでしょうか？機関毎に、開示の取り扱いが検討できますでしょうか？

**A.** 開示請求の対象にはなりますが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号、2号、5号、6号等と照らし合わせ、不開示部分を適切に設けます。

## 6. 個別の設問について

### 6-1

**Q.** 【Q2に関して】担当者名を記入するようになっていますが、担当部署名で回答してもいいのでしょうか？

**A.** 差し支えありません。

### 6-2

**Q.** 【Q3に関して】所属機関について、学術研究機関ではない教育機関（専門学校等）はどれを選択すべきでしょうか？

**A.** その他を選択いただき「専門学校」とご記載ください。

### 6-3

**Q.** 【Q3に関して】日用品と並べて「化粧品」を入れている意図は何でしょうか？

**A.** 実験動物を扱う業態として過去より化粧品業界が挙げられることが多く、今回も本調査を手にする企業様が多いことを想定して挙げています。

#### 6-4

**Q.** 【Q5-2 に関して】大学において実験の目的は様々ですが、10のみ回答すれば足りるという理解でよろしいでしょうか？

**A.** 10のみ回答いただければ十分です。

#### 6-5

**Q.** 【Q6, Q7 に関して】外注で動物実験を実施している場合はそちらも含めて回答する必要がありますのでしょうか？

**A.** 外注先には別途本調査を配布いただいた上で、カウントの重複を避けるため、自施設での回答をお願いいたします。なお、Q5は2～5のいずれかを選択してください。

#### 6-6

**Q.** 【Q6, Q7 に関して】外部委託には、公的研究費の再委託先での共同実験も含まれますか？

**A.** 共同実験の場合は、自施設でも実験の概要を管理・把握されていると推察します。その場合は外部委託としてでなく、自施設でご回答ください。ただし、回答重複を避けるため、再委託先と連絡をとり、どちらが回答するのか調整して、重複や漏れの無いよう回答をお願いいたします。

#### 6-7

**Q.** 【Q7 に関して】動物数の数値を回答する目的を教えてください。

**A.** 国内の実験動物飼養保管状況の総数(概数)把握のためです。なお、年間総飼養頭数とは、実験に使用した又は出荷した頭数と、システムを維持した頭数の合計のことであり、延べ飼養保管数(日×頭数)ではありません。

#### 6-8

**Q.** 【Q7 に関して】年度ではなく、年数で使用数を管理している場合に、2022年の実態で回答することは可能でしょうか？

**A.** そのように集計している場合は、2022年のデータを参照いただいで差し支えありません。

#### 6-9

**Q.** 【Q8 に関して】機関内規程(一部に不十分な点があり改正を予定している)、手順書、マニュアルが全てあり、それぞれを補うかたちで運用している場合、どちらを選択すればよろしいでしょうか？

**A.** 規程としては不十分だが手順書やマニュアル等で運用しているということだと推察します。その場合は機関内規程を定めていると選択していただいで構いません。

#### 6-10

**Q.** 【Q9 に関して】1～5に加えて他の指針等(国際基準等)も根拠としている場合、他の指針等についても回答が必要ですか？

**A.** 1～5を選択した上で、6も選択し、根拠としている指針等の内容をお示しください。

## 6-11

**Q.** 【Q11 に関して】 選択肢「獣医師」は日本国の獣医師免許のみを指すのか、日本国外の獣医師免許も含めてよろしいでしょうか？

**A.** 国内・国外問わず含めてください。

## 6-12

**Q.** 【Q12 に関して】 選択肢 6. 運動活動や社会的接触の実施とはどんな意味ですか？例を示してください。

**A.** 運動活動は、例えば犬であれば柵から出して走らせる等を指し、社会的接触は人間の手で撫でる等の接触や個体同士で遊ばせる等を指します。

## 6-13

**Q.** 【Q12 に関して】 選択肢 7. ペア・グループハウジングや相性の悪い個体および種類毎の分離とはどんな意味ですか？例を示してください。

**A.** ペア・グループハウジングとは、1匹でいることが寂しくてストレスになる場合などに複数匹を同じケージ内で飼育することや、親子と一緒に飼育する等を指します。個体の分離とは、逆に、複数匹で飼っていると喧嘩しがちな個体を引き離す等を指します。また種類毎の分離とは、動物種によって群れ飼育をする、捕食動物・被捕食動物が互いに見えるところに置かない等を指します。

## 6-14

**Q.** 【Q12 に関して】 選択肢 8. 嗜好性の高い主食・副食の給餌とはどんな意味ですか？例を示してください。

**A.** 主にサル類やイヌなど嗜好性の差が大きな動物種において、補食を与える、給餌方法を工夫することを指します。げっ歯類においては、栄養成分・安全性が保障され採食行動に適した実験動物用ペレット飼料を与えることが一般的ですので、動物種を問わず嗜好性を優先した給餌を推奨する訳ではありません。

## 6-15

**Q.** 【Q12 に関して】 選択肢 8. 嗜好性の高い主食・副食の給餌、について、副食は与えていないが嗜好性の高い主食を与えている場合、実施している、と回答してよろしいのでしょうか？

**A.** 主にサル類やイヌなど嗜好性の差が大きな動物種において、嗜好性を確認しながら主食となる飼料を選ぶ、補食を与えるなどの工夫を行っていれば、実施しているものご回答いただいて結構です。

## 6-16

**Q.** 【Q12 に関して】 グループハウジングできないことを動物実験委員会（Institutional Animal Care and Use Committee : IACUC）で承認された例はノーカウントとして判断して良いのでしょうか？

**A.** グループハウジングできないことを承認されている場合は、グループハウジングを検討していることが実態としてであると解釈できると思われるため、「実施している」と見なして差し支えありません。

## 6-17

**Q.** 【Q15 に関して】なぜこのような分類で選択肢を設定したのでしょうか。

**A.** 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省）第3の3を基に設定したものです。

## 6-18

**Q.** 【Q16 に関して】1 機関内に複数の施設があり別々に外部検証を受けている場合は、外部検証についてどのように返答すれば良いですか？

**A.** 複数施設毎に回答いただく必要はないため、各施設の実施状況を踏まえて集約し、代表して回答ください。例えば直近の実施日であれば施設の中でも最も直近の実施日をご回答ください。

## 6-19

**Q.** 【Q17~22 に関して】自由記述とはいえ 3Rs の具体例を求めておられますが、これらのデータはどのように活用される予定でしょうか？

**A.** 事例収集を目的としています（収集したデータの公表有無は現時点で未定です）。

## 6-20

**Q.** 【Q17~22 に関して】今後の法改正に際して、3Rs（特に Reduction）はどのように改正されるのでしょうか？

**A.** 3Rs に関する所要の措置は本調査にて実態を把握してから検討するため、現時点では未定です。なお、現行法第41条の考え方としては、「できる限り」実験動物の使用頭数を少なくする規定です。個々の動物実験の目的・手段等が妥当なものであれば、その目的・手段等に応じて必要な実験動物数が変動することは理解しています。

## 6-21

**Q.** 【Q17 に関して】「Replacement に関する具体的な工夫や成果」として、どのような事例がありますか。

**A.** 例えば、下記のような代替法が挙げられます。

- ① 数学的モデルやコンピューターシミュレーションの活用
- ② 臓器、細胞・組織培養系などの in vitro による実験
- ③ 生きた動物を用いる場合、より侵襲性の低い方法、系統発生学的に下位の動物種や苦痛を感じる神経系の発達が乏しい動物種への置換

## 6-22

**Q.** 【Q17 に関して】動物実験計画書の審査において代替法を用いて動物以外の実験をする場合は、実施数の把握が困難です。動物実験計画書の審査に上がらないのではないのでしょうか？

**A.** 実施数とのことですが、計画書の承認件数や年間の実験実施数を回答いただく設問はございません。代替法検討の結果、動物以外を使用することとなった場合もあるかと思いますが、本調査でご回答いただくのは飼養等を行った頭数ですので、それをカウントしてください。

## 6-23

**Q.** 【Q17 に関して】「貴機関における実験計画書等」とは、動物実験計画を立案する際に委員会で協議するために使用する、“動物実験申請書類”も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか？

**A.** 申請書類も含まれると解釈してください。

## 6-24

**Q.** 【Q19 に関して】「Reduction に関する具体的な工夫や成果」として、どのような事例がありますか。

**A.** 例えば、下記のような使用動物数の削減方法が挙げられます。

- ①高品質で個体差の少ない実験動物（遺伝的及び微生物学的な品質管理がなされた動物、疾患モデル動物や遺伝子組換え・ゲノム編集動物）を用いることで、実験の精度や再現性を高め、使用する動物数の削減につなげる。
- ②非侵襲的な新しい方法（CT や MRI 等の画像解析）を用いることにより経時的な安楽死処分による採材を回避する。
- ③発生工学的手法を用いて胚凍結保存や計画的個体化などを行うことで、使用動物数の削減につなげる。

## 6-25

**Q.** 【Q23 に関して】当該設問を設けた意図は何でしょうか。

**A.** 機関毎に年間総飼養頭数または年間最大飼養頭数が回答され、全機関分を集計できないことを考えると、基礎情報として殺処分数を聞くことは一定の意味があると考えています。また、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」において、殺処分については「動物の殺処分方法に関する指針」に基づき行うよう記載しているため、当該指針に基づく殺処分が行われているかどうか検討する材料の一つとして殺処分方法も教えていただきたいと考えています。それぞれ1つのデータとして把握させていただきつつ、どういった評価・公表方針とするかは有識者等の助言も受けながら慎重に検討いたします。そのうえで、頭数または方法のどちらかを回答できない場合でも、もう一方を回答できるような選択肢としております。

## 6-26

**Q.** 【Q23 に関して】殺処分方法毎の頭数を把握していない場合、動物種毎の殺処分頭数を把握していても回答できないことになるでしょうか？

**A.** 殺処分方法と殺処分頭数は両方とも複数回答可能かつ「把握していない」という選択肢があるので、殺処分方法を把握していなくても、動物種毎の殺処分数のみ回答いただくことは可能かと存じます。なお、殺処分方法毎の頭数を把握していないことをもって、直ちに機関管理が不十分であると現時点で判断しているものではありません。

## 6-27

**Q.** 【Q23 に関して】実験における意図した死（臓器の採取、病理解剖検査など）も殺処分に含めるのでしょうか？

**A.** 含めてください。